

東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた
平成27年春季からの活動希望者の募集について（公告）

平成26年11月 5 日
東北森林管理局長

下記のとおり、東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた活動希望者の募集について公告します。

記

第1 趣旨

東北森林管理局では、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生について、『みどりのきずな』再生プロジェクト」として、樹木の生育基盤を造成した上で順次植栽を行い、農地や居住地等に対する風害・潮害の防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでいます。

平成25年の春からは、NPO、企業等の民間団体にもご協力いただき植栽等に取り組んでいただいています。

この度、来春から植栽等を行う箇所について、ボランティア活動により一定期間、協定に基づき継続的に植栽から保育までの森林整備活動等を行っていただく地方公共団体、民間団体を募集します。

なお、今後も工事の進捗に応じて、国有林の海岸防災林において同様の公募を行ってまいります。

第2 募集対象箇所の概況

（1）所在地

宮城県東松島市大曲字新堀^{しんぼりむかい}向 国有林 546林班チ、リ小班（別添1：位置図参照）

（2）区域面積

約3.00ヘクタール（0.025ha×120ブロック＝3.00ha）

募集対象箇所は、防風柵で0.025ha（縦10m×横25m）のブロックに仕切られる予定であり、応募者数等に応じてブロック単位に区画します。活動面積は0.10ヘクタール（4ブロック）を最小面積とします。（別添2：植栽地の概要参照）

また、応募者多数の場合は面積配分等により調整させていただく場合もありますのでご承知おき願います。

なお、区域面積には防風柵等が含まれるため、植栽可能面積と異なります。

（3）林況

対象箇所及びその周辺は、被災前は林齢120年生のクロマツ等を主体とする海岸防災林でしたが、東日本大震災に伴う津波により流失したため、治山事業により

生育基盤造成のため盛土等の工事が行われた箇所です。

(4) 交通アクセス

国道45号線から県道247号線を経て、上台交差点（T字路）から海側に向かい上浜橋を経て約300m先、東側。

(5) 特記事項

- ・募集対象箇所周辺では工事用大型車両の通行があります。
- ・駐車場はありませんので、作業時に自家用車等を乗り入れる際には、管理用道路に沿って縦列駐車をお願いすることとなります。
- ・施工地内及び周辺において、自生する動植物を採取することはできません。
- ・東松島市が定めた避難対象地域です。避難所と避難経路をあらかじめ確認して緊急時に備えて下さい。

第3 活動内容

対象箇所は、治山事業による海岸防災林（保安林）の復旧工事の事業区域の一部であり、将来的には、周辺地区の治山事業による施工箇所と一体となって、飛砂防備等の森林の防災機能を高度に発揮することが求められます。また、気象条件等が厳しいことから、確実に成林させるためには植栽後も保育等、継続的な手入れや経過観察が必要です。

このため、対象箇所においては、治山事業の意義・目的に即した植栽から下刈り等の保育までの森林整備活動等について、宮城北部森林管理署長と「社会貢献の森」の協定を締結した上で、ボランティア活動等により植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を越えるまでの5～10年間程度、継続的に保育まで行っていただくとともに、樹種・植栽本数・保育方法等については別紙3を踏まえて実施していただくこととなります。

また、活動希望申請書に記載してある活動内容であっても、その規模や手法等が国有林野の管理経営や公序良俗の維持に支障があると判断されるものについては、中止や原状回復をお願いすることがありますのでご留意願います。

第4 実施主体の資格要件

協定締結による国民参加の森林づくり活動の実施主体は、適切な活動の実施が可能と見込まれる地方公共団体又は民間団体とします。ただし、民間団体にあつては、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

なお、個人での参加希望は受け付けませんのでご留意下さい。

- (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。

- (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
- (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
- (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
- (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
- (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
- (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。

第5 応募の手続きについて

(1) 活動希望申請書の提出

上記第4の要件を満たし、対象箇所での活動を希望する地方公共団体又は民間団体は、別紙1の活動希望申請書に必要事項を記入の上、東北森林管理局宛てに郵送により提出して下さい。

【提出先】〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 技術普及課（担当：緑の普及係）

(2) 現地案内、森林づくり活動の構想の相談

対象箇所の現地案内を下記のとおり2回行いますので、参加を希望される場合は、あらかじめ宮城北部森林管理署まで別紙4を用いて郵送又はFAXにて案内日の前々日までにお申し込み下さい。

①現地案内開催日時：1回目 平成26年11月12日（水）13時～14時

2回目 平成26年11月26日（水）13時～14時

②集合場所：東松島市大曲 植栽予定地（別添3：現地案内集合場所位置図参照）
各自、自家用車等を用いて直接お越し下さい。

③集合時刻：各回とも開催日時の開始時刻

【現地案内申込先】〒989-6166 宮城県大崎市古川東町5-32

宮城北部森林管理署（担当：森林技術指導官）

電話：0229-22-2074 FAX 0229-23-8624

また、森林づくり活動の構想等について、事前に東北森林管理局にご相談いただければ、構想が現地に即したものか、無理のないものかなど、適宜、技術的なアドバイス等を提供いたします。

【相談連絡先】東北森林管理局技術普及課（担当：大沼）

電話：018-836-2214 fax：018-836-2012

第6 募集期間

平成26年11月5日（水）から平成26年12月5日（金）（当日必着）まで（1カ月間）

第7 実施主体の選定

実施主体については、上記第5で提出していただいた活動希望申請書の内容を確認の上選定しますが、応募者が多数となる場合等にあつては、必要に応じて、対象箇所の一区画あたりの面積と総区画数の調整や、応募者数等に応じた面積配分、複数者での連携した活動の要請等を行わせていただきます。この場合、必要に応じて、団体名、連絡先等を各応募者にお知らせする場合がありますので予めご了承ください。

なお、選定結果については、各応募者に通知するとともにホームページ等で公表いたします。また、選定された実施主体とは協定の締結までに打合せを行う予定です。

第8 「社会貢献の森」の協定締結

活動の実施に当たっては、実施主体と宮城北部森林管理署長との間で、別紙2を内容とする協定を締結していただきます。（当初の協定期間は宮城北部森林計画区第四次地域管理経営計画の計画期間である平成31年3月末までの概ね4年間となりますが、成林するまでの間《全体で5～10年間程度》、更新をお願いします。）

協定の締結は実施主体決定の通知から起算して14日（休日等を除く。）以内に行うようお願いします。

第9 留意事項

上記のほか、別紙及び以下の事項に留意の上、応募願います。

- （1）苗木調達、スコップ等の資機材の調達、協定期間中の補植・保育及び現地までの移動等の活動に要する一切の経費は、実施主体に負担していただきます。
- （2）対象箇所については、森林の所在する地域や活動構想等を踏まえて、実施主体において名称を付けることができます。
- （3）協定を締結し全体活動計画書を提出していただいた後には、協定及び全体活動計画書を公表いたします。
- （4）標識類は別紙5に示す範囲内で設置することができます。標識類を設置する場合は、標識類の設置計画を全体計画書に添付していただきます。
- （5）土壌改良や工作物設置の要望にはお応えできませんので、あらかじめご了承ください。
- （6）実施主体の要件との相違、活動希望申請書への虚偽記載、活動希望申請書及び全体活動計画書の記載内容と著しく異なる活動が明らかとなった場合は、協定を破棄するとともに、必要に応じて、その事実、団体名等を公表させていただきます。

す。

第10 その他

海岸防災林の再生のために企業・NPO等が行う植樹活動の実施に向けての取組に対しては、海岸林再生への参加・支援の方法等の情報提供や活動地域、団体への専門家の派遣, 助言等の支援があります。

詳しくは、公益社団法人国土緑化推進機構のポータルサイト海岸林再生Navi (URL : <http://kaiganrin.jp/>) をご覧下さい。

第11 問い合わせ先

ご不明の点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡願います。

住所：〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 技術普及課 (担当：大沼)

電話：018-836-2214

年 月 日

東北森林管理局長 殿

申請者 住所
団体名
代表者役職・氏名 印

東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の再生に向けた活動希望申請書

宮城北部森林管理署管内の東松島市矢本地区海岸防災林（東松島市大曲字新堀^{しんぼりむかい}向国有林内）において、下記により森林づくり活動を実施したいので申請いたします。

なお、申請に当たり、平成26年11月5日付け公告の第4に記載された実施主体の資格要件に該当する団体であること及び申請書の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。また、活動は申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については申請者において一切の責任を負うことを誓約します。

記

1 実施主体（申請者）

団体名	※団体の規約を添付すること		
代表者名	(団体の会員数 名)		
(事務局) 担当者名			
(事務局) 所在及び連絡先	<住所> 〒 <電話>	<FAX>	<E-mail>

2 森林づくり活動の構想

活動の目的	※活動を希望する背景、目的について記載		
実施希望面積	m ²		
活動の内容	<植栽> 樹種： 実施希望面積に植栽する苗木本数： 本 (1ha当たり 本) 苗木の調達： ①購入 ②自ら育成した苗木、③その他(具体的内容：) <補植> (記載例) 植栽木が枯れた場合には補植を行います。		

	<下刈> (記載例) 植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、年間1～2回の下刈を行います。 <その他の活動内容> (※適宜記入して下さい) (林内清掃・自然観察など)
スケジュール	※協定期間中に行う活動について具体的なスケジュールを記載 平成27年春 (月): 植栽 28年春 (月): 補植 夏 (月): 下刈 29年夏 (月): 下刈 30年夏 (月): 下刈 ※その他の活動も適宜記入して下さい

3 森林づくり活動の進め方

交通手段	※対象箇所までの主な交通手段を記載 (記載例) 会員の自家用車等により現地まで移動。
活動実施体制	※活動の実施体制について具体的に記載 (記載例) 当方で苗木・機材を準備して活動を実施。なお、活動資金は概ね自己資金で対応。
安全管理体制	※活動時の安全管理体制について具体的に記載 (記載例) 当方で安全指導の対応者〇名を配置予定。

4 森林づくり活動等の実績

実績の有無 (該当に○)	有り・無し
実績の詳細 (実績有りの場合のみ記載)	<活動場所> <面積> <期間> <作業内容> <参加人員>

5 苗木等の調達予定

苗木の調達予定	※植栽する苗木の調達方法を具体的に記載 <調達先> : (記載例) 生産者(提供者等)〇〇、生産場所〇〇県〇〇市 <樹種> : (記載例) クロマツ、ヤマザクラ・・・
資機材の調達予定	※植栽に使用するスコップ等機材の調達方法を具体的に記載

	(記載例) 当方においてスコップ等20セットを所有。機材は参加者で交互使用を予定。
労働力の確保予定	※活動に必要な労働力の確保方法を具体的に記載 (記載例) 会員による作業を中心とするが、2年目以降の下刈り作業については〇月頃に一般参加者〇〇名を募集して対応する予定。

6 その他

地域への貢献	※ 貴団体の活動が、地域にどのように貢献できるのかを具体的に記載 (記載例) 植栽する苗木は東松島市内の苗木生産業者から購入することとしており、被災地の経済への波及効果が見込まれる。 (記載例) 10年間程度の活動を予定しており、実施に際して被災住民への参加を呼びかけ、市民参加のシンボルとして海岸防災林の重要性等を長期的にPRすることが可能。
--------	---

7 添付書類

- ① 団体の規約
- ② その他（パンフ、会報等：任意）

※ 各種法令の指定状況

--

（注）本欄については、森林管理署等で記入。

東松島市矢本地区海岸防災林（新堀向国有林内）の 再生に向けた活動に関する協定書

宮城北部森林管理署長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、東松島市矢本地区海岸防災林（東松島市新堀向国有林内）の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく東松島市矢本地区海岸防災林（東松島市新堀向国有林内）の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、宮城北部森林管理署 東松島市大曲字新堀向国有林 546林班チ、リ小班の〇〇ha内の一區画地（〇〇ha（〇〇ブロック））において、乙に活動を行わせるものとする。

なお、名称は、「◇◇◇◇◇の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む）を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあっては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（◇◇◇◇◇森(名称)の適切な管理)

甲は、◇◇◇◇◇森(名称)が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第16（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 ◇◇◇◇森(名称)の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 活動希望者の募集公告第4の実施主体の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成31年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成31年3月31日以降の取扱いについては、乙からの申し出により特段の事情のない限り、国有林野の管理経営の情勢を踏まえた上で、別紙様式1の全体活動計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第18（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 宮城北部森林管理署長

印

（乙） ○○○○○

住所
団体名
代表者氏名

代表

印

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査委員会において、現地への適応性について確認させていただきます。

記

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

2 植栽樹種について

○海岸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

○内陸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

広葉樹：コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等

○広葉樹については、上記樹種を中心に列状または塊状に混植となるようお願いします。

なお、今回の公募箇所は概ね内陸部に該当します。

3 苗木について

○ マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質※に準じたクロマツ（又はアカマツ）とするようお願いします。なお、通常の（抵抗性でない）クロマツ（又はアカマツ）を使用する場合は、植栽箇所を松くい虫被害の発生しにくい箇所や被害防除のしやすい箇所に調整させていただきます。

※治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長25cm以上、根元径4mm以上であること。

○ 広葉樹については、できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記樹種の苗木とするようお願いします。遠隔地から入手する

別紙3

場合には、あらかじめ任意の様式により産地を届け出てください。

4 植栽時期について

- 海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期（4月～5月）に植栽を実施するようにお願いします。活動面積が1haを越える場合は複数年にわたる計画的な植栽も可としますが、その場合もなるべく早く植栽を終了するようにお願いします。（希望面積が1ha以上であった団体は、調整後の面積が1ha未満になった場合でも複数年にわたる植栽も可とします。）

5 植栽密度について

- 原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1ha当たりマツ類は5,000本以上、広葉樹は3,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

6 植栽後の保育作業について

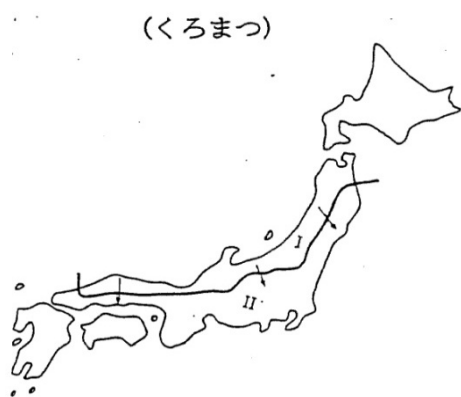
- 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、改植、補植などの実施をお願いします。
- 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

7 その他

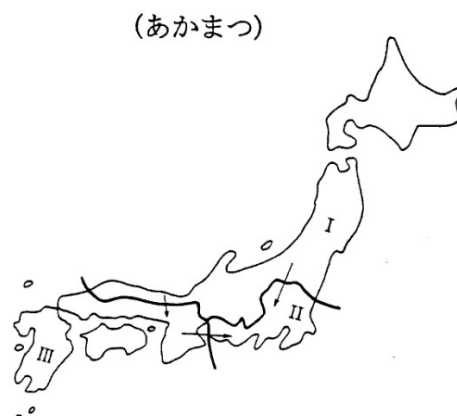
- 大規模な土地の形状の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。
- 植栽、補植、保育作業の実施に当たっては、事前に宮城北部森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- 現地に機材・資材等を留置しないでください。
- 作業道上を走行、転回する際には、道路から逸脱しないでください。
- 施工区内に設定している試験地への立入や管理用道路以外への車輛の乗り入れは行わないでください。

林業種苗法に基づく種苗の配布区域

林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣の指定する種
苗の配布区域(昭和46年2月1日農林省告示第179号)



※ II 区では I 区で生産された
苗木も使用可能



※ I 区で生産された苗木のみ
使用可能

○アカマツについて、林業種苗法24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達)」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合はII区で生産された苗木も使用可能です。(必ず大臣の承認書類の写しを提出して下さい。)

(別紙 4)

現 地 案 内 申 込 書

団 体 名	
住 所 代表者 氏 名	-----
連絡先	電話番号 FAX
現地案内参加者	人数 _____ 名 ----- 氏名 ----- -----
現地案内日	希望される回に○をしてください。 ・ 第 1 回 11 月 12 日 (水) ・ 第 2 回 11 月 26 日 (水)

【現地案内申込先】 〒 989-6166 宮城県大崎市古川東町 5-32

宮城北部森林管理署 (担当：森林技術指導官)

FAX : 0229-23-8624

別紙 5

東松島市矢本地区海岸防災林の再生に係る 標識及び標柱等の設置について

標識類は下表に示す範囲内で設置することができますが、標識類の設置計画（別紙記載例参照）を全体計画書に添付していただきます。

標識及び標柱等の規格	標識のサイズ B1 判（728mm × 1,030mm）以下 標柱のサイズ 角柱（120mm 角）、円柱（直径 150mm）以下 高さ 地上から 1.6m 以下 （現地に設置している防風柵の高さ程度）
標識の設置数	1 団体につき原則 1 基まで （1 ha を越える場合は 3 基まで）
標柱の設置数	1 団体につき原則 1 本まで （1 ha を越える場合は 3 本まで）
デザイン及び文面等	標識及び標柱には、社会貢献の森の名称及び協定者名を明示するよう願います。 当該箇所は被災地であり国有林であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、美観風致を損なうもの、その他森林管理署長が不適当と認めるものは避けるようご配慮願います。 また、環境に配慮するため<u>木質系</u>のものをご利用願います。

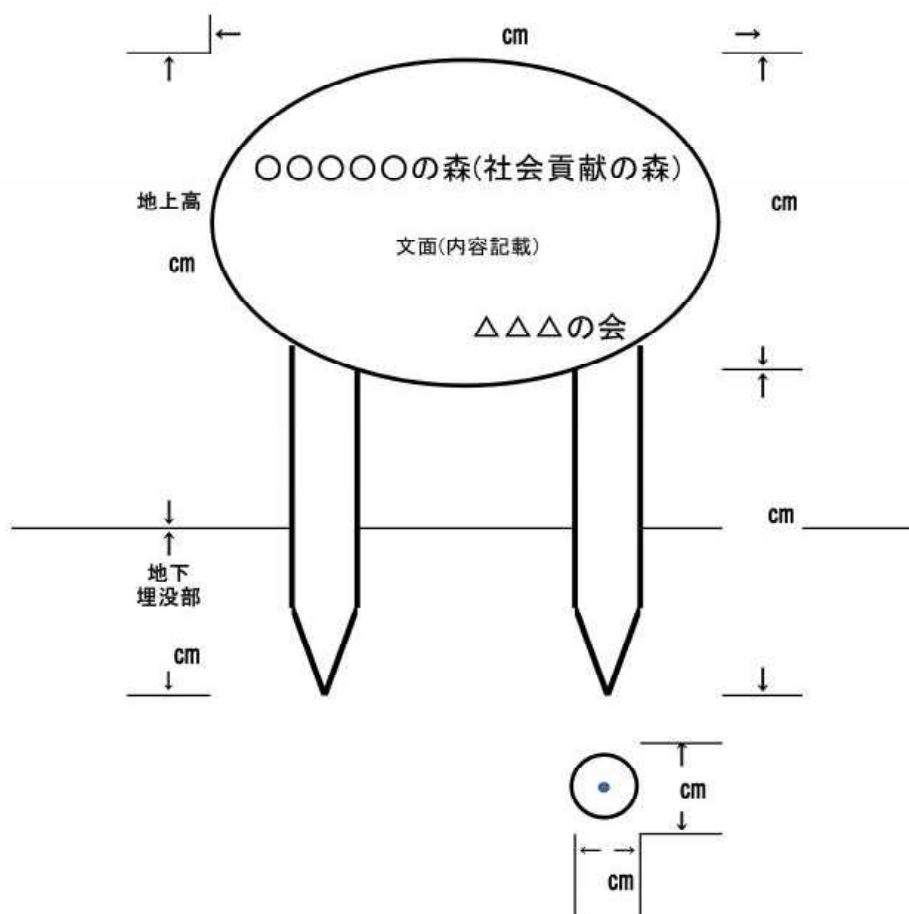
注）協定の有効期間が満了し更新しなかった場合、又は協定を破棄した場合は標識及び標柱等を撤去して下さい。

申請例

平成 年 月 日

△△△の会 標識のデザイン(案)

- ・寸法：幅 cm、高さ m
- ・素材：表示板及び支柱共にスギ材
- ・設置数：1 基
- ・設置場所：別紙のとおり(区画図の設置希望箇所)
- ・設置日：H26年 月 日()設置予定



年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール（5～10年程度のスケジュールを記載）

活動の内容	1年次 H27	2年次 H28	3年次 H29	4年次 H30	・・・	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、時期・頻度（回数）等について記述する。
・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他（活動内容の詳細）

○植栽 樹種： 植栽本数： 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

○植栽 樹種： 植栽本数： 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

宮城北部森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

添1)

募集対象箇所	位置図
場所 宮城県東松島市大曲字新堀向国有林 546林班子、リ小班	

对象集位置图

場所 宮城県東松島市大曲字新堀向国有林 546林班子、リ小班



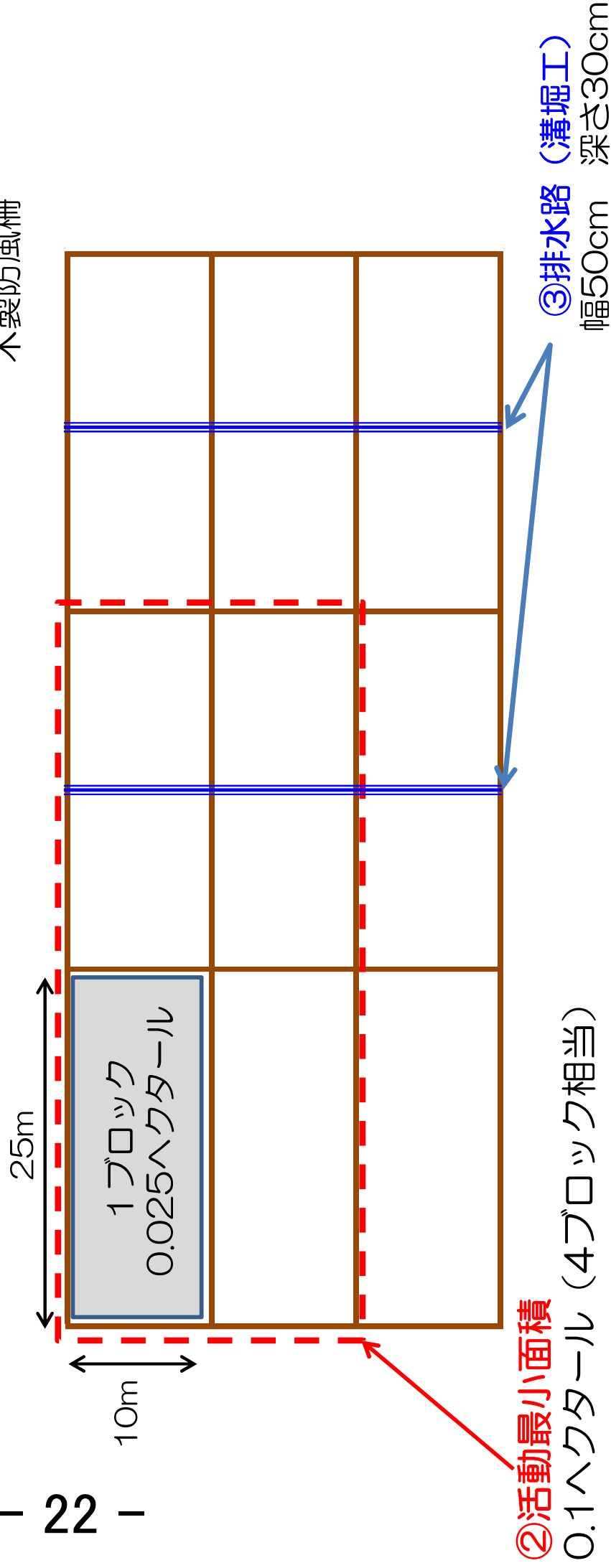
植栽地の概要

- ①木製の防風柵で縦10m×横25mに仕切られています。
- ②活動面積は、0.1ヘクタール（4ブロック相当）を最小面積とします。
- ③ブロック内には、幅50cm深さ30cm程度の排水路があります。（排水路の位置はブロックの中心付近となりますが、工事の都合により変更する場合があります。）
- ④防風柵には2m程度の隙間を空けていますので、隣接するブロックには移動できます。



木製防風柵

— 22 —



(別添3)

現地案内集合場所

場所 宮城県東松島市大曲字新堀向国有林 546林班



上台交差点

上台交差点 旧矢本町市街地より（右折）



© 2014 Google



© 2014 Google

上台交差点 石巻市街地より（左折）



現地案内集合場所



現地案内
集合場所

地図データ © 2014 Google, ZENRIN

大きな工事看板が目印です
「国有林治山施工地」